平成２３年（フ）第６８号
長野県飯田市上郷黒田3140番地１　キャッスル栃ヶ洞67号
債務者　ハラ　マリア　クリスティーナ　アルシリアス（ＨＡＲＡ　ＭＡ．ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＡＲＣＩＬＬＡＳ）
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第６９号
長野県飯田市松尾明5097番地１　アクロスまつした101号
債務者　塩沢　　晃
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７２号
長野県飯田市松尾代田748番地１
債務者　福与まゆみ（旧姓川尻）
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３７７号
岐阜県本巣郡北方町加茂433番地１　フォレストシーンＢ203号、住民票上の住所愛知県小牧市大字東田中1036番地　クレール弐番館501号
債務者　横田贈答こと　横田　光弘
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
岐阜市旦島３丁目６番５号
債務者　マルヨシ自動車こと　吉田　誠広
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
岐阜県関市市平賀161番地１
債務者　岡野　末典
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２１号
岐阜県羽島市足近町１丁目104番地
債務者　安田　智勝
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６４号
名古屋市南区元桜田町５丁目４番地の１　名豊ビル302号
債務者　妹尾　照代
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
滋賀県彦根市松原町3694番地21
債務者　坂留　理絵
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３５７号
兵庫県伊丹市伊丹５丁目７番21号　タカハタ18号
債務者　なおきこと　加藤田敏憲
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８２号
兵庫県川西市東多田３丁目22番１号　101、前住所兵庫県川西市南花屋敷１丁目３番13号久保田方
債務者　奥田　則夫
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８５号
兵庫県川西市下加茂１丁目19番２号
債務者　柳瀬こと　柳瀬　京子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８７号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目11番３―202号、前住所兵庫県宝塚市安倉南１丁目４番２号
債務者　藤田　隆雄
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県南あわじ市阿那賀1609番地
債務者　中尾喜一郎
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県南あわじ市八木大久保602番地　プリマージュ303号
債務者　田渕京子こと　田淵　京子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０１号
奈良市法蓮町380番地の１　新大宮タカハシ荘205号
債務者　岡田　忠司
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０２号
奈良市東九条町805番地　12―304号
債務者　喜納　洋一
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
奈良地方裁判所